

岩手県告示第522号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成26年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 馬淵川

2 指定区間

- (1) 左岸 二戸郡一戸町鳥越字悪戸平73番3地先（安比川合流点）から二戸郡一戸町小鳥谷字野里1番3地先（平糠川合流点）まで
- (2) 右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先（安比川合流点）から二戸郡一戸町岩館字川又14番9地先（平糠川合流点）まで